

議員提出議案第5号

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

このことについて、下記のとおり、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長に意見書を提出する。

平成17年9月21日

提出者	三朝町議会議員	小 椋 昭 一
賛成者	三朝町議会議員	岡 本 岩 夫
賛成者	三朝町議会議員	藤 井 享
賛成者	三朝町議会議員	香 川 和 久
賛成者	三朝町議会議員	益 田 克 巳
賛成者	三朝町議会議員	徳 田 修一郎

平成17年9月21日 原案可決

三朝町議会議長 藤 井 享

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

人権が侵害された被害者を救済する法制度の確立を求める広範な運動が展開される中、政府として、日本国憲法で保障された「基本的人権の尊重」を遵守し、同時に国際的な責務を果たすために、1993年に国連総会で日本政府も賛成し採択された、国際的な合意事項である「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に基づく人権機関が設置され、人権救済制度が確立されるべきであります。

そのためにも、早期に「人権侵害救済法」が制定されるよう強く求めます。  
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成17年9月21日

鳥取県三朝町議会